

介護保険料・後期高齢者医療保険料
納付証明書を交付します

確定申告に使用する平成31年分の納付証明書を交付します。
※特別徴収(年金天引き)で年金の源泉徴収票がある場合は、申請は不要。

申請場所

- ・高齢介護課(介護保険料)
 - ・市民課 後期高齢者医療保険料
 - ・各支所総合窓口課
- 持参物** 印鑑、運転免許証などの本人確認書類、代理人の印鑑と本人の委任状(同一世帯員以外の代理人が申請する場合)

■ 高齢介護課 ☎(32)1406
■ 市民課 ☎(32)1417



差別貼り紙・落書きは許さない

市内、県内で「差別貼り紙・落書き」事案が発生しています。

差別貼り紙・落書きを発見したら

人権啓発課、または施設管理者に連絡してください。

しない、させない、許さない！

市では、今後も人権啓発・教育活動に積極的に取り組んでいきます。一人ひとりが「差別をしない、させない、許さない」という強い意志を持って、人権が守られるまちを一緒につくっていきましょう。

■ 人権啓発課 ☎32-1708

後期高齢者医療保険制度
の障害認定

65〜74歳で一定の障害がある人は、申請すると後期高齢者医療保険に加入できます。

申請は任意で、74歳までであれば加入後の脱退も可能です。

詳しくはお問い合わせください。

持参物 印鑑、各種手帳や年金証書などの障害の程度を証明できるもの、現在使用中の保険証、特定疾病療養受療書(該当者)

■ 市民課 ☎(32)1417

集団健診 申し込み受付開始

100pt

■ 健診全般 宇城市保健福祉センター ☎32-7100
■ 特定健診・後期高齢者健診 市民課 ☎32-1417

一括健診(基本健診とがん検診のセット)

対象 国保・後期高齢者医療保険に加入している40歳以上の人

健診項目	自己負担額		健診費用 (参考)
	40〜74歳	75歳以上	
基本健診、腹部超音波 肺・胃・大腸がん検診	5,000円	3,800円	20,900円
基本健診、腹部超音波 肺・胃・大腸・乳・子宮頸がん検診	6,400円	5,200円	29,150円 ★

選択健診(受診する項目を選んで健診)

対象 20歳以上の人

健診項目	自己負担額				健診費用 (参考)
	20〜29歳	30〜39歳	40〜74歳	75歳以上	
基本健診	2,000円		800円		9,334円
腹部超音波			1,500円		3,630円
肺がん			無料		1,980円
胃がん			1,000円		4,840円
大腸がん			500円		1,716円
乳がん			600円		6,050円★
子宮頸がん			800円		4,180円
骨粗しょう症			1,000円		1,886円

★は検査内容次第で変わります。

健診を受けて、自分の体と向き合いたいです。
1月上旬に家族全員分の申込書を各世帯に郵送します。全員の項目を記入し、提出してください。
健診時期 4月上旬〜5月下旬
※健診会場など詳しくは3月号に掲載します。
対象 市在住の20歳以上の人
健診項目 表を参照
※前立腺がん、喀痰検査、肝炎ウイルス検診は健診当日に受け付けします。

提出期限 1月31日(金)
提出先 宇城市保健福祉センター1、三角保健センター、市民課、市各支所、松合出張所

受診までの流れ

申込書を提出



健診日の1〜2週間前に問診票が届く
※日時変更可能



問診票を持参して受診

固定資産の届け出・申告
はお済みですか

固定資産税は、毎年1月1日現在に所有している土地・家屋・償却資産に対して課税されます。
納税義務者が亡くなり、代表相続人指定届を提出していない場合は提出してください。

土地・家屋の各種届け出・手続き

売買、相続、贈与などによる所有権の変更があるときは、次の手続きをしてください。

- ・土地・登記家屋の所有者
…所有権移転登記を法務局で手続き
- ・未登記家屋の所有者
…「家屋所有者変更届」を税務課、各支所総合窓口課に提出

償却資産の申告

申告期限 1月31日(金)
固定資産税の対象となる償却資産
土地・家屋以外のもので事業のために用いる有形の資産(構築物・機械・器具・備品・船舶など)
※償却資産の所有者は、毎年1月1日の所有資産を申告する義務があります(農業・漁業を含む)。

太陽光発電設備も

申告が必要です！



次のいずれかに該当する場合、償却資産としての申告が必要です。

- ・発電出力に関わらず、法人・個人が事業用に設置したもの
- ・個人が家屋の屋根などに設置した設備のうち発電出力量が10キロワット以上のもの

※太陽光発電設備などの再生可能エネルギー発電設備には、課税標準額の特例が適用される場合があります。

■ 税務課 ☎(32)1487

街なか図書館 情報

■ 濱まち 松橋町松橋1157 ■ 出町 松橋町松橋521-8

購入本紹介(濱まち)

ぼくはイエローで、ホワイトで、
ちょっとブルー／ブレイティみかこ

本屋大賞2019ノンフィクション本
大賞受賞作品。恥ずかしくなるぐらい、学ぶことが多い一冊！この本をいつでも読めるいろいろな場所に置いて、できる限り多くの子どもたちに読んでほしい。もちろん大人も。



新潮社

素敵な日本人／東野圭吾 まなの本棚／芦田愛菜
9月1日 母からのバトン／樹木希林・内田也哉子
右さん左さんぎゃんぎゃん／工事郎
お正月のもてなし料理／上島亜紀

■ 事務局 高尾 ☎090-4341-9074

開館日時 土〜火曜 10時〜18時

寒波による水道管の破損に注意

寒さが厳しくなると、水道管が破裂する恐れがあります。



こんなときは注意が必要

- ・外気温がマイナス4度以下になったとき
- ・冬場に長期間水道を使用しないとき
- ・真冬日(一日中外気温が氷点下の日)が続くとき

水道管の凍結・破損を防ぐには

- ・露出した水道管は布切れや保温材などを巻く
- ・蛇口から鉛筆の芯くらいの水を流しておく
※ 流した水はバケツなどに貯めて再利用を

水道管が凍結して水が出ないとき

- ・蛇口を開けて凍結部分にタオルや布などをかぶせ、その上から「ぬるま湯」をゆっくりかける

水道管が破裂したら

水道メーターより家屋内側の水道管が破損したときは、市指定の給水装置工事店に修理を依頼してください。費用は自己負担です。水道メーターが破損した場合は、上下水道課に連絡してください。

道路・空き家で漏水箇所を発見したら

同課水道施設係☎32-1691に連絡してください。

■ 上下水道課 水道庶務係 ☎32-1674